

学 則

大 宮 開 成 中 学 校

大宮開成中学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は大宮開成中学校と称する。

(位置)

第3条 本校は埼玉県さいたま市大宮区堀の内町1丁目615番地に置く。

第2章 収容定員及び男女共学の別

第4条 本校の収容定員は次のとおりとする。

定員 360名（1学級定員30名）共学

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は3年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律第2条に規定する日
 - (2) 日曜日
 - (3) 学園創立記念日
 - (4) 埼玉県民の日
 - (5) 春季休業日 3月25日から4月6日まで
 - (6) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
 - (7) 秋季休業日 9月29日から10月5日まで
 - (8) 冬季休業日 12月23日から1月6日まで
2. 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。

3. 非常災害その他急迫の事情あるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学、休学

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、小学校を卒業した者または、これに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学及び編入学資格)

第10条 第2学年以上に入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

2. 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は選考の上、校長がこれを行う。

(出願手続き)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他必要書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続き)

第13条 入学を許可された者は、速やかに本校所定の書類に入学金を添えて定められた日までに入学手続きを取らなければならない。

2. 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2. 生徒が病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第18条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、校長は、その生徒に対して出席停止を命ずることができる。

2. 学校教育法第26条に基づき、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒があるときは、校長はその保護者に対して、生徒の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(忌引)

第19条 生徒が親族の死亡により忌引き休みを願い出たときは、校長はこれを許可する。

(身上事項の異動の届出)

第20条 生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、必修科目、選択科目、道徳、特別教育活動及び総合的な学習の時間により編成し、その教科名及び授業時数は別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

第22条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第23条 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者にたいして、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第6章 保護者及び保証人

(保護者)

第24条 次の各号に掲げる者のうちから1名を保護者として定めなければならない。

(1) 親権者、後見人

(2) 成年者である兄姉、縁故ある者

(3) 成年者で独立の生計を営む者

2. 保護者は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとする。

(保証人)

第25条 保護者は、保護者本人以外の独立の生計を営む成人で、学校に対して生徒の生活と教育に関する責任を負うことができる者1名を保証人として定めなければならない。

(保護者及び保証人の変動)

第26条 保護者または保証人が、転居または氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

2. 前項の変動が死亡、失踪若しくは破産等にかかわるものであるときは、あらためて、保証人を定めなければならない。

第7章 職員組織

(職員組織)

第27条 本校に次の職員を置く。

(1)	校	長	1名
(2)	教	頭	1名
(3)	主幹教諭		1名以上
(4)	教諭		12名以上
(5)	講師		若干名
(6)	司書教諭		1名
(7)	養護(職員)教諭		1名
(8)	事務長		1名
(9)	事務職員		1名以上
(10)	学校医		1名
(11)	学校歯科医		1名
(12)	学校薬剤師		1名

2. 副校長は必要に応じて置くことができる。
3. 副教頭は必要に応じて置くことができる。
4. 校長は校務を総括し、所属職員を監督する。
5. 副校長、教頭は校長を補佐し、校務を整理する。また、校長に事故あるときはその職務を代理する。
6. 副教頭は教頭を補佐し、教頭に事故あるときはその職務を代理する。
7. 職員の校務分掌は、校長が別に定める。
8. 主幹教諭は校長、副校長および教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
9. 主幹教諭は校長が別に定める校務分掌における教務部長とする。

第8章 授業料、入学金及び検定料

28条 本校の授業料、入学金、施設費及び入学検定料は、次のとおりとする。

(単位円)

学年	入学金	施設費	授業料	施設設備 維持費	合計	入学検定料		
						個別出願	複数回同時出願	
							初回	2回目以降
1	210,000	150,000	360,000	102,000	822,000	20,000	20,000	5,000
2			360,000	102,000	462,000			
3			360,000	102,000	462,000			

2. 前項の納入金は別に定める入学金、授業料等減免規程により減免することがある。
3. 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
4. 生徒が第16条第2項による休学をしたときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
5. 月の途中において入学、休学、転学、退学の場合は、当月分まで授業料を納入しなければならない。
6. 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を2カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
7. 既に納入した授業料、入学金、施設費、及び入学検定料は返還しない。ただし特別の事情がある場合は、その全部または一部を返還する。

第9章 賞 罰

(ほう賞)

第29条 校長は成績、性行ともに優れ、他の模範となる者、及び皆勤者をほう賞することができる。

(懲戒)

第30条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2. 懲戒は、訓告及び退学とし、校長がこれを行う。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り又は学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第10章 雑 則

第31条 この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
3. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
4. この学則は、平成20年4月1日から施行する。（教育課程読替え表添付不要）
5. この学則は、平成20年12月1日から施行する。（入学検定料の変更）
6. この学則は、平成21年4月1日から施行する。収容定員については、第4条の規定にかかわらず、平成21年度から22年度までの間、次の表のとおりとする。

学年	21年度	22年度
1学年	120	120
2学年	60	120
3学年	60	60
合計	240	300

7. この学則は、平成21年4月1日から施行する。（教育課程変更・副教頭・教諭数）
教諭人数については第27条第1項（3）の規定にかかわらず、平成21年度は8名以上とし、平成22年度は10名以上とする。
8. この学則は、平成21年11月1日から施行し、教育課程については平成21年4月1日から適用する。
9. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

【大宮開成中学校】教育課程

教科		平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度以降					
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年			
必修教科の授業時数	国語	140	140	105	140	140	105	140	140	115	140	140	140	140	140	140			
	社会	105	140	105	105	140	105	105	125	95	105	125	95	105	140	140			
	数学	140	140	105	140	105	105	140	105	140	140	105	140	140	140	140			
	理科	140	105	105	125	105	105	125	140	140	125	140	140	140	140	140			
	音楽	45	35	35	45	35	35	45	35	35	45	35	35	45	35	35			
	美術	45	35	35	45	35	35	45	35	35	45	35	35	45	35	35			
	保健体育	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	105	105	105			
	技術・家庭	70	70	35	70	70	35	70	70	35	70	70	35	70	70	35			
	外国語	140	140	157	140	140	140	140	140	140	140	140	150	140	140	175			
道徳		35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35			
特別教育活動		35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35			
選択科目	理科																		
(1年)	美術																15	15	15
選択科目	理科																50	85	15
(2年)	社会																		
選択科目	数学																105	85	50
(2年)	外国語																		
選択科目	数学																140	140	105
(3年)	技術・家庭																		
選択科目	国語																		
(3年)	保健体育																70	70	105
選択科目	外国語																		
(3年)	音楽																		
選択科目	社会	70	70	105															
(3年)	理科																		
総合的な学習		70	70	70	50	70	70	50	70	70	50	70	70	50	70	70			
総授業時数		1055	1085	1017	1035	1085	1035	1035	1070	1070	1035	1070	1070	1050	1085	1085			